

保存用

台風等が接近した場合の措置について

登校前に「京都市」に「暴風警報」が発令された時

※テレビ・ラジオでは、これまでどおり「京都南部」・「京都・亀岡」地域で報道される場合があります。

(1) 「暴風警報」が解除されるまで……登校を見合わせ、自宅待機。

(2) 「暴風警報」が解除されたとき

- | | | |
|-------------|-------------------|--------------------------|
| ○午前7時までに解除 | ……平常授業（午前8時40分始業） | 給食実施。 |
| ○午前9時までに解除 | ……3校時（午前10時50分始業） | 給食実施。 |
| ○午前11時までに解除 | ……5校時（午後1時50分始業） | 給食なし。
昼食を食べてから、登校します。 |

* 登校する場合、各始業時刻の30分前に各町の集合場所に集まり、集団登校。
(地域委員の方、ご協力よろしくお願ひいたします。)

○午前11時現在、「暴風警報」発令中の場合……臨時休校

学校在校中に「京都市」に「暴風警報」が発令された時

○安全等を確認し、教職員引率のもとに集団下校。

* 留守などが予想される家庭は、帰宅後の過ごし方について、子たちと十分約束をしておいてください。

京都市に「特別警報」が発令された時

1 登校前

原則として、「次の登校日」（※）は臨時休業とする。

※「次の登校日」

- ・下校時から午前0時までに発生した場合は「翌日」
- ・午前0時から登校前までに発生した場合は「当日」

◎「特別警報」解除された場合についての措置（新たに付け加えられました。）

「特別警報」が午前0時までに解除になった場合、5校時（午後1時50分）から始業。給食なし。

2 在校中

(1) 直ちに臨時休業とする。

(2) 下校の安全が確認できるまで、原則、幼児・児童・生徒は学校に留め置き。

緊急連絡網やホームページ等で、保護者等に対して、

「学校の留め置き」、「外部の避難場所への移動」、「保護者への引き渡し」等の連絡をする。

☆テレビ・ラジオ・インターネット・伏見板橋小学校ホームページ・PTAメール配信等の情報に注意してください。